

静岡県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 1 月24日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県規則第 1 号

静岡県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県希少野生動植物保護条例施行規則（平成23年静岡県規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(捕獲等の禁止の適用除外)</p> <p>第 4 条 条例第11条第 1 項第 2 号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。</p> <p>ア～ソ (略)</p> <p>タ 水力、火力又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良及び送電変電施設の整備、ガス事業法（昭和29年法律第51号）<u>第 2 条第10項</u>に規定するガス事業又は工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第 2 条第 4 項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為</p> <p>チ～ト (略)</p> <p>(管理地区内における許可を要しない行為)</p> <p>第15条 条例第22条第 9 項第 2 号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの</p>	<p>(捕獲等の禁止の適用除外)</p> <p>第 4 条 条例第11条第 1 項第 2 号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。</p> <p>ア～ソ (略)</p> <p>タ 水力、火力又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良及び送電変電施設の整備、ガス事業法（昭和29年法律第51号）<u>第 2 条第11項</u>に規定するガス事業又は工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第 2 条第 4 項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為</p> <p>チ～ト (略)</p> <p>(管理地区内における許可を要しない行為)</p> <p>第15条 条例第22条第 9 項第 2 号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの</p>

ア～セ (略)

ソ 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条第1項第16号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること (その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)

タ～ヒ (略)

(2)～(II) (略)

(立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為)

第17条 条例第23条第4項第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1)～(5) (略)

(6) 電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物、熱供給事業法 (昭和47年法律第88号) 第2条第4項に規定する熱供給施設又は工業用水道事業法第2条第6項に規定する工業用水道施設の保安のための行為

(7)～(9) (略)

(監視地区内における届出を要しない行為)

第20条 条例第24条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(I) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

ア～オ (略)

カ 郵便局株式会社の営業所 (郵政窓口業務の委託等に関する法律 (昭和24年法律第213号) 第8条第1項に規定する再委託業務を行う施設を含む。) 又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の事業所を改

ア～セ (略)

ソ 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条第1項第18号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること (その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)

タ～ヒ (略)

(2)～(II) (略)

(立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為)

第17条 条例第23条第4項第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1)～(5) (略)

(6) 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物、熱供給事業法 (昭和47年法律第88号) 第2条第4項に規定する熱供給施設又は工業用水道事業法第2条第6項に規定する工業用水道施設の保安のための行為

(7)～(9) (略)

(監視地区内における届出を要しない行為)

第20条 条例第24条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(I) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

ア～オ (略)

カ 日本郵便株式会社の営業所 (簡易郵便局法 (昭和24年法律第213号) 第7条第1項に規定する委託業務を行う施設を含む。) 又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の事業所を改築し、又は増築する

築し、又は増築すること。 キ・ク (略) (2)～(7) (略)	こと。 キ・ク (略) (2)～(7) (略)
--	-------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年4月1日）から施行する。ただし、第15条、第17条及び第20条の改正は、公布の日から施行する。